

長岡技術科学大学基金奨学生について

本学在学中、不慮の出来事などの家計急変により修学が困難となった学生を対象に「長岡技術科学大学基金奨学生」として奨学金を給付します。

この奨学金は、本学における学生支援の一環として、企業、個人、同窓生及び教職員等から寄付された資金を基に、本学学生の修学を支援することを目的に設立された、本学独自の奨学金給付制度です。

なお、この奨学金は返還する必要はありません。

【給付の対象となる方】

次のいずれかに該当し、給付することが適当であると学長が認めた者です。

- ①学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は破産したとき
- ②学資負担者の家屋が、地震、水害、火災等により、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、全焼又は半焼のいずれかとなったとき

※事由発生から6か月以内に申請してください。

【申請方法】

本人の申請に基づき、学生支援課奨学支援係の窓口で手続き書類を配布します。手続き書類を作成した後、担当に提出してください。申請には、当該事由を証明する公式の書類の添付が必要となります。

※同一の事由による申請は、1回限りです。

- ①長岡技術科学大学基金奨学金給付申請書
- ②不慮の出来事を明らかにする書類

【給付額】

被害の程度により、給付額を決定します。

【給付時期】

随時

【お問い合わせ先】

長岡技術科学大学 学生支援課奨学支援係

電話 0258-47-9254

電子メール fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp